限定承認公告

本籍千葉県勝浦市荒川二〇四番地、最後の住所福島県郡山市並木二丁目一三番地の一〇

被相続人　亡　齋藤　璋次

右被相続人は、平成二十五年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

神奈川県海老名市柏ケ谷七一三番地の七グランステイツかしわ台五〇三号室

限定承認者　齋藤　政浩

限定承認公告

本籍新潟県魚沼市青島七三二番地六、最後の住所新潟県魚沼市和田四一三番地一美雪園

被相続人　亡　山田　貞男

右被相続人は平成二十五年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十五日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県本庄市見福二丁目一七番二〇号エルディム堀野一〇二号

限定承認者　山田　民子

限定承認公告

本籍大分県玖珠郡九重町大字後野上一六九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　梅木　博

右被相続人は平成二十五年七月二十五日死亡し、その相続人は平成二十六年一月九日大分家庭裁判所日田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

愛知県尾張旭市南原山町赤土一九六番地七

限定承認者　梅木　一成

限定承認公告

本籍大阪府大阪市此花区四貫島二丁目一七番、最後の住所大阪府大阪市此花区四貫島二丁目一七番六号　被相続人　亡　富永心之輔

右被相続人は平成二十五年十一月二十一日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

大阪府大阪市此花区四貫島二丁目一七番六号

相続財産管理人　富永　修

限定承認公告

本籍大阪市西区千代崎二丁目二〇番地三、最後の住所兵庫県川西市向陽台三丁目二番地の四九

被相続人　亡　矢三　昭八

右被相続人は平成二十五年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

兵庫県川西市向陽台三丁目二番地の四九

相続財産管理人　矢三　絹子

債権申出の公告（第二回）

当社は平成二十五年十二月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

東京都品川区北品川四丁目七番三五号

カボデンタルシステムズジャパン株式会社

確定給付企業年金清算人　赤津英二郎

信託業の廃止の公告

当社は、平成二十六年三月一日をもって信託業を廃止することといたしました。

信託業法施行規則第五十条第二項第二号に規定する引受けを行った信託関係の処理の方法につきましては、現在、当社に引受けを行った信託契約等、同規定に該当する事項はございません。

以上、信託業法第四十一条第三項及び同施行規則第五十条第二項の規定により公告いたします。

平成二十六年一月二十四日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

富嶽信託株式会社

代表取締役　安倍　寛

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十六年二月二十八日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区浜松町二丁目四番一号

オリックス株式会社

受託者

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成十九年四月二十七日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

不動産投資顧問部

電話番号　〇三―三二七四―九〇八二

平成二十六年一月二十四日

受託者　東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長　中野　武夫

商品先物取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年一月十五日に開催しました株主総会において、平成二十六年二月二十八日をもって、商品先物取引業を廃止することを決議致しましたので、商品先物取引法第百九十七条第三項の規定により公告致します。

一、当社が行う委託者の計算による商品ＣＦＤ取引の結了の方法

当社が商品先物取引業を行っている商品ＣＦＤ取引につきまして平成二十六年二月二十五日までに決済する。

二、商品先物取引業に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法

商品ＣＦＤ取引の結了後、委託者の指定する金融機関口座に遅滞なく返還する。

また、建玉を有していない委託者につきましても、委託者の指定する金融機関口座に遅滞なく返還する。

平成二十六年一月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一八番一号

アヴァトレード・ジャパン株式会社

代表取締役　丹羽　広

定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、平成二十六年一月二十七日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）及び普通株主による種類株主総会の特別決議に基づき、当社の定款の一部を変更して、当社普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得することができる旨（以下「全部取得条項」という。）の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、当該定款変更の効力発生日は平成二十六年二月二十五日（以下「効力発生日」という。）です。

また、当社は、本臨時株主総会の特別決議に基づき、全部取得条項付種類株式である当社普通株式の全部を、効力発生日をもって、取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月二十四日

東京都西多摩郡日の出町大字平井二二番地九

株式会社ソルプラス

代表取締役　吉田　浩

第39期決算公告

平成25年12月19日

東京都目黒区東山三丁目16番19号

東日本コンテナーサービス株式会社

代表取締役　金森　俊博

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	510,477
	固定資産	666,990
	合計	1,177,468
負債及び純資産の部	流動負債	106,575
	固定負債	25,083
	負債合計	1,045,910
	資本金	80,000
	剰余金	965,910
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	945,910
	（うち当期純利益）	(21,745)
	評価・換算差額等	△100
	合計	1,177,468